

大和郡山市清浄会館再整備・管理運営事業 募集要項(案) 新旧対照表

No.	項目番号等	項目名	旧頁	旧	新頁	新	備考
1	2.9(1)	立地に関する事項 - <周辺施設>	4	<ul style="list-style-type: none"> ・児童公園 : 250㎡ ・多目的グラウンド : 1,200㎡ ・多目的球技場 : 1,130㎡ (南側法面部分を含む) 	4	<ul style="list-style-type: none"> ・児童公園 : 250㎡ ・多目的グラウンド : 1,200㎡ ・多目的球技場 : 1,130㎡ (南側法面部分を含む) ・既設慰霊碑 : 80㎡ 	周辺施設の敷地面積に、既設慰霊碑を追記しました。
2	2.9(2)	施設の概要	4	延床面積 1,070㎡程度	4	延床面積 1,330.75㎡程度	資料4-2「配置検討図」にあわせて修正しました。
3	4.2(8)	応募者の構成	8	<p>優先交渉権を得た応募者のうち、維持管理運営者が本事業の実施にあたりSPCを設立する場合は、速やかにこれを設立すること。</p> <p>SPCは株式会社とし、本店の所在地を大和郡山市内に置くこと。</p> <p>SPCのすべての出資者は、基本契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他SPCの株式に関する一切の処分を行うことができないものとする。</p>	8	<p>優先交渉権を得た応募者のうち、維持管理運営者が本事業の実施にあたりSPCを設立する場合は、市が指定する期日（SPCによる市への申請手続き及び市による書面審査等、市が指定管理者指定の議案を議会に提案するにあたって必要な準備期間を考慮し、別途指定する。）までに、これを設立すること。</p> <p>SPCは株式会社とし、本店の所在地を大和郡山市内に置くこと。</p> <p>SPCのすべての出資者は、基本契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他SPCの株式に関する一切の処分を行うことができないものとする。</p>	SPCを設立する場合の設立時期について修正しました。
4	8.2	仮契約及び契約の締結	15	<p>水道・下水道移設工事、仮施設内通路整備工事、仮建物整備工事請負契約（契約2）締結 令和7年7月</p> <p>現施設北側部分解体工事請負契約（契約3）締結 令和8年2月</p> <p>建設工事請負契約（契約4）締結 令和8年7月</p>	15	<p>工事監理業務委託契約締結（契約2）令和7年7月</p> <p>水道・下水道移設工事、仮施設内通路整備工事、仮建物整備工事請負契約（契約3）締結 令和7年7月</p> <p>現施設北側部分解体工事請負契約（契約4）締結 令和7年12月</p> <p>建設工事請負契約（契約5）締結 令和8年6月</p>	工事監理業務委託契約締結のスケジュールを追加し、これに伴う修正を行いました。また、要求水準書(案)との不一致を訂正しました。
5	8.3	事業契約に係る議会の議決	15	<p>本事業に係る契約のうち、現施設北側部分解体工事請負契約（以下「契約3」という。）及び建設工事請負契約（以下「契約4」という。）については、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決が必要である。</p> <p>市は、契約3については令和7年市議会第4回定例会に、契約4については令和8年市議会第2回定例会に、それぞれ各契約の締結に関する議案を提案する予定である。・・・</p>	15	<p>本事業に係る契約のうち、現施設北側部分解体工事請負契約（契約4）及び建設工事請負契約（契約5）については、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決が必要である。</p> <p>市は、契約4については令和7年市議会第4回定例会に、契約5については令和8年市議会第2回定例会に、それぞれ各契約の締結に関する議案を提案する予定である。・・・</p>	No.4の修正に伴う修正を行いました。

No.	項目番号等	項目名	旧頁	旧	新頁	新	備考
6	9.1	設計業務、建設業務、工事監理業務に係る対価の支払い	17	<p>市は、設計業務、建設業務、工事監理業務に係る対価については、各業務の契約書案のとおりとする。また、第1期工事部分を契約書案第38条の指定部分とする。</p> <p>令和6年度においては、設計業務の前金払を想定しており、上限額は29,654,000円とする。</p>	17	<p>市は、設計業務、建設業務、工事監理業務に係る対価については、各業務の契約書案のとおりとする。</p> <p>(1) 設計業務の支払い</p> <p>① 設計業務（契約1）の前払金は、契約年度において一括で支払う。上限額は、29,654,000円とする。</p> <p>② 現施設北側部分解体撤去設計、仮設工事等設計、基本設計を契約書案第36条の指定部分とし、完了次第部分引渡しとする。</p> <p>(2) 建設業務の支払い</p> <p>① 建設業務の前払金は、契約年度において一括で支払う。上限額は、契約金額の10分の4とする。</p> <p>② 建設工事（契約5）については、新施設第1期工事部分を契約書案第39条の指定部分とし、令和9年度に部分引渡しに係る請負代金の支払いを行う。また、現施設南側部分解体撤去及び新施設第2期工事部分については、令和10年度の完成時に支払いを行う。</p> <p>(3) 工事監理業務の支払い</p> <p>① 工事監理業務（契約2）の支払いは、令和9年度に部分引渡しまでの部分払を行い、令和10年度の施設整備業務完了時に支払いを行う。</p>	<p>設計業務、建設業務、工事監理業務に係る支払いについて、詳細を追記しました。なお、<u>設計業務に係る前払金の上限額の記載に誤りがあり、修正しています。</u></p>